

倉敷市障がい者地域生活支援事業 (令和7年度委託事業)

事業内容説明書



目 次

倉敷市障がい者地域生活支援事業 委託事業	
○ 移動支援事業（個別支援型）	・・・ 2
○ 移動支援事業（グループ支援型）	・・・ 5
○ 移動支援事業（送迎支援）	・・・ 8
○ 地域活動支援センターⅡ型	・・・ 10
○ 日中一時支援事業（日中型）	・・・ 12
○ 日中一時支援事業（タイムケア型）	・・・ 15
○ 日中一時支援事業（医療型）	・・・ 18
○ 電子請求手順について	・・・ 21
請求様式	
○ 請求書（様式1）	・・・ 28
○ 明細書（様式2）	・・・ 29
○ 実績記録表（様式3-1～3-3）	・・・ 30
○ 外出介護サービス状況記録表	・・・ 33
請求書様式（記入例）	
○ 請求書（様式1）	・・・ 35
○ 明細書（様式2）	・・・ 36
○ 実績記録表（様式3-1～3-3）	・・・ 37
○ サービスコード表	・・・ 40
その他様式	
○ 移動支援（グループ支援型）申請書	・・・ 48
○ 利用者署名確認表	・・・ 49
○ 事故報告書	・・・ 50
○ 苦情対応報告書	・・・ 52
報酬算定の取扱い	
○ 日中一時支援報酬算定に係る取扱い	・・・ 54

移動支援事業（個別支援型）

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業

事業内容

社会生活上不可欠な外出（通院は介護給付対象のため対象外）及び、余暇活動等の社会参加のための外出をマンツーマンで支援し、あわせて外出時の利用者のニーズに応じて代読・代筆や、相談・助言などの総合的な支援を行う。

対象者

次の在宅の障がい者（児）のうち移動支援事業（個別支援型）の支給決定を受けた者

＊介護保険対象者を除く（注1）

- (1) 全身性障がい者（児） (2) 視覚障がい者（児） (3) 知的障がい者（児）
(4) 精神障がい者（児） (5) 外出時に支援が必要と認められる者

なお、介護給付の行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の対象者は当事業の対象外とし、「居宅介護」において通院介助を受けられる場合は、そちらの給付を優先する。（注2）

（注1）介護保険対象者であっても余暇支援等の介護保険制度の対象外サービスについては給付可能

（注2）移動支援を受ける際には、事前に障害支援区分認定が必要（障がい児を除く）

事業者及び従業者の要件

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）における「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」のいずれかの事業所指定を受けた事業者

(2) 従業者

- ア 介護福祉士の有資格者又は実務者研修修了者
イ 居宅介護職員初任者研修相当の有資格者
ウ 倉敷市が実施する必要な講習を受け修了した者

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書を市に提出し、承認を得ることとする。

委託料

次の利用単価と利用時間から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額。

(1) ヘルパー1人派遣当たりの単価 (単位：円)

	1時間あたり
移動支援(個別Ⅰ)	1,800
移動支援(個別Ⅱ)	2,400
移動支援(個別Ⅲ)	2,800

- * 事業実施計画時間は30分単位とし、実施時間の30分に満たない端数は、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てて算定する。
- * 「移動支援(個別Ⅰ)」＝個別Ⅱ、Ⅲに該当しない者への支援
- * 「移動支援(個別Ⅱ)」＝トイレ、食事、外出時の衣服の着脱等全般的に介助を伴う者への支援
- * 「移動支援(個別Ⅲ)」＝行動上著しい困難を有する者への支援

(2) 早朝・夜間加算

6:00～8:00(早朝帯)及び、18:00～22:00(夜間帯)に従事した場合は、100分の25を加算する。

- * 深夜帯(22:00～6:00)のサービス提供は事業の趣旨から実施できないものとする。

利用者負担

1割負担

- * 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方若しくは中国残留邦人等支援給付金受給者は無料

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の10日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

その他

- (1) 受託事業者は万一に備え、賠償保険に加入すること。
 - (2) 利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者と契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。(注3)
 - (3) ヘルパーの運転する車両で有償移送を行う場合、受託事業者は道路運送法上の許認可を受けるものとし、移送にかかる時間は当事業の対象としないが、乗降車及びその前後に合計して15分以上の介助を要する場合は、その部分について当事業の対象とすることができる。
 - (4) 無償で車両移送を行う場合、移送にかかる時間、乗降車及びその前後の介助について当事業の対象としない。
 - (5) 緊急やむを得ない事情を除き、日常的に継続する移動(通学、通所等)、政治活動、営業活動、社会通念上不適切と考えられる場所への移動(18歳未満の者のパチンコ店への移動等)に当事業を利用することはできない。
- (注3) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

移動支援事業（グループ支援型）

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業

事業内容

同一目的地、同一の催し物及び屋外でのグループ活動等の外出（通院は介護給付対象のため対象外）において、複数障がい者に対して同時に支援し、あわせて外出時の利用者のニーズに応じて代読・代筆や、相談・助言などの総合的な支援を行う。

対象者

移動支援（個別Ⅰ）の支給決定を受けた障がい者（児）

事業者及び従業者の要件

- (1) 支援法における「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」のいずれかの事業所指定を受けた事業者
- (2) 従業者
 - ア 介護福祉士の有資格者又は実務者研修修了者
 - イ 居宅介護職員初任者研修相当の有資格者

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書を市に提出し、承認を得ることとする。

委託料

次の利用単価と利用時間から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額

- (1) ヘルパー1人当たりの単価

1時間当たり2,800円

* 事業実施計画時間は30分単位とし、実施時間の30分に満たない端数は、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てて算定する。

- (2) 早朝・夜間加算

6:00～8:00（早朝帯）及び18:00～22:00（夜間帯）に従事した場合は、100分の25を加算する。

* 深夜帯（22:00～6:00）のサービス提供は事業の趣旨から実施できないも

のとする。

利用者負担

1 割負担

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の10日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

利用方法

あらかじめ所定の申請様式（注1）で事業者を通して障がい福祉課長に利用の申請を行う。なお、支給量管理において、実際に利用した時間の1/2として換算（最小単位は30分で端数切り上げ）できる。

（注1）移動支援（グループ支援型）申請書はその他様式参照

その他

- （1）受託事業者は万が一に備え賠償保険に加入するものとする。
- （2）ヘルパー1人に対して最大5人までの利用とし、事業実施にあたっては、十分に安全が確保できるよう、事業者は利用者数に対する派遣ヘルパー数を事前に利用者と協議し決定する。
- （3）利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者と契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。（注2）
- （4）ヘルパーの運転する車両で有償移送を行う場合、受託事業者は道路運送法上の許認可を受けるものとする。なお、移送にかかる時間は当事業の対象としませんが、乗降車及びその前後に合計して15分以上の介護を要する場合は、その部分について当事業の対象とすることができる。
- （5）無償で車両移送を行う場合、移送にかかる時間、乗降車及びその前後の介助について当事業の対象としない。
- （6）緊急やむを得ない事情を除き、日常的に継続する移動（通学、通所等）、政治活動、営業活動、社会通念上不適切と考えられる場所への移動（18歳未満の者

のパチンコ店への移動等)に当事業を利用することはできない。

(注2) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

移動支援事業（送迎支援）

日中系サービスの通所に困難がある障がい者（児）について、施設の送迎体制を支援することで日中系サービスの利用を促進し、障がい者の社会参加を図ることを目的とする事業

事業内容

自宅等又は学校から施設まで、施設から自宅等までの送迎実績に応じて事業費を加算し、日中系サービス（注）提供事業者の送迎体制を支援する。

（注）生活介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（休業日に行う場合に限る）、基準該当生活介護、基準該当自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援（日中型）、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練

対象者

在宅の障がい者（児）のうち、次の在宅サービスの支給決定を受けた者

- （１）地域活動支援センターⅡ型
- （２）日中一時支援事業（日中型）
- （３）日中一時支援事業（タイムケア型）
- （４）生活介護（基準該当生活介護事業所のみ）
- （５）自立訓練（基準該当自立訓練事業所のみ）

委託料

送迎体制（片道につき１回） ２００円

利用者負担

負担なし

委託料の請求

事業者は事業にかかる事業費のうち委託料を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の１０日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

その他

- （１）受託事業者は万が一に備え賠償保険に加入するものとする。

- (2) 1日の利用回数は往復の2回までとする。
- (3) 送迎時間は日中系サービスの事業実施時間に算定できない。
- (4) 障がい者(児)を家族等に安全に引き渡すことが可能であれば、集合場所等を決めて送迎を行うことも可能とする。
- (5) 当事業は、送迎体制に対して一定の事業費を加算するもので、有償運送を行う場合においては、道路運送法等に定める必要な許認可を受けなければならない。

地域活動支援センターⅡ型事業

創作的活動及び生産活動の機会の提供に加え、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業

事業内容

地域において就労が困難な障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の便宜を図るとともに次の事業を行う。

- (1) 機能訓練 (2) 社会適応訓練 (3) 更生相談
- (4) 介護方法の指導 (5) 食事・入浴・排泄等の介護 (6) 日常生活上の支援

対象者

在宅の障がい者で地域活動支援センターⅡ型の支給決定を受けた者

*介護保険対象者を除く

人員及び設備等

- (1) 日常生活訓練室、社会適応訓練室又は作業室、入浴設備、静養室、トイレ、洗面所を有し、利用に必要な広さを確保すること。(注1)
- (2) 開設時間において介護職員を3名以上配置し、そのうち専任者と常勤者が1名以上であること。(専任かつ常勤が1名以上でも可)
- (3) 1日あたりの実利用人数が概ね15名以上(注2)であること。
- (4) 事業実施計画時間は4時間30分以上を基本とし、実施時間が4時間30分未満の場合は事業単価を下記委託料のとおりとする。
- (5) 日中一時支援事業(タイムケア型)との併給を可能とする。ただし、同一事業所で同じ利用者に連続してサービスを提供する場合は、当事業を6時間以上、実施することを必要とする。

(注1) 入浴サービスを行わない場合は入浴設備、静養室を設けないこともできる。

(注2) 平均利用人数が13.0人以上

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書を市に提出し、承認を得ることとする。

委託料

次の利用単価と利用回数等から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額

(1) 事業費日額 (単位：円)

区 分	4時間 30分未満	4時間 30分以上
区分A	3,400	5,200
区分B	3,100	4,700
区分C・D	2,800	4,200

(2) 加算

入浴加算 400円

食事提供加算 400円 (低所得者のみ)

利用者負担

1割負担

* 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方若しくは中国残留邦人等支援給付金受給者は無料

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は当事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の10日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

その他

- (1) 受託事業者は万一に備え賠償保険に加入するものとする。
 - (2) 利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者との契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。(注3)
 - (3) 食事提供に要した費用、光熱水費、材料費等は利用者を実費を請求できる。
- (注3) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

日中一時支援事業（日中型）

障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

事業内容

- (1) 障がい者(児)に日中における活動の場を提供し、見守り・社会に適應するための簡易な訓練等（注1）を行う。
- (2) 可能な場合において食事提供を行う。

（注1）日常生活に関する簡易な指導、レクリエーションなど

対象者

在宅の障がい者（児）のうち日中一時支援事業（日中型）の支給決定を受けた者
＊介護保険対象者を除く

事業の実施者

事業の実施者は法人でなければならない。

人員及び設備等

- (1) 利用定員はサービスを提供できる部屋の広さや設備を考慮し、事業者が適当と認めた数で、市の承認を得た数。
- (2) 職員の配置は利用者5人に対して職員1名以上の割合とし、業務に支障がない場合は兼務も可能とする。ただし、事業所からの指揮命令を受けず、勤務時間や場所の拘束が無い者（ボランティア等）は人員基準に含むことができない。
- (3) 事業実施計画時間は4時間30分以上を基本とし、実施時間が4時間30分未満の場合は事業単価を下記委託料のとおりとする。
- (4) 日中一時支援事業（タイムケア型）との併給を可能とする。ただし、同一事業所で同じ利用者に連続してサービスを提供する場合は、当事業を6時間以上実施することを必要とする。
- (5) 事業者によるサービス提供時間は、19時30分までとする。

医療的ケアを行う場合の単価（区分S）を適用する基準

- (1) 医療的ケアを必要とする障がい者（児）を受け入れる時間帯を通して看護職員（注2）を1名以上配置し、吸引、胃ろうの管理等の医療的ケアが可能な体制

であること。

(2) 上記(1)の基準に適合するものとして、あらかじめ倉敷市に届け出た事業所において、区分Sの認定を受けている利用者を受け入れた場合は、区分Sの単価を適用する。

(注2) 看護職員：保健師、助産師、看護師又は准看護師

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書を市に提出し承認を得ることとする。

委託料

次の単価と利用回数から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額

(1) 障がい者(注3)にサービス提供する場合の事業費日額(単位：円)

区分	4時間30分未満	4時間30分以上
区分S	3,600	5,800
区分A	2,700	3,900
区分B	2,300	3,400
区分C	2,000	3,000
区分D	1,700	2,600

(2) 障がい児(注3)にサービス提供する場合の事業費日額(単位：円)

区分	4時間30分未満	4時間30分以上
区分S	4,000	7,000
区分A	3,500	5,100
区分B	3,000	4,500
区分C	2,600	4,000
区分D	2,200	3,500

(注3) 当事業においては18歳以上であっても高校又は高等部在学中は児童として取り扱う。

利用者負担

1 割負担

* 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方若しくは中国残留邦人等支援給付金受給者は無料

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は当事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の10日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

非常災害対策

受託事業者は、非常災害等に対して、次の対策を講ずるように努めるものとする。

- (1) 消火器などの消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備えるとともに避難訓練を実施するものとする。
- (2) 利用者(利用児)の障がいの状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害想定の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知するものとする。
- (3) 非常災害時における利用者(利用児)等の安全の確保が図れるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障がい福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

その他

- (1) 受託事業者は万一に備え、賠償保険に加入するものとする。
 - (2) 利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者と契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。(注4)
 - (3) 食事提供に要した費用、光熱水費、材料費等は利用者を実費を請求できる。
 - (4) 受託事業者は、日中一時支援事業所職員(役員、管理者、事務職員等も含む)が従事する法人内において同居の家族の支援を行った場合、その報酬については算定できないこととする。また、職員の勤務地が同一敷地内の場合は、日中一時支援事業所職員でなくとも、報酬を算定できないものとする。
- (注4) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

日中一時支援事業（タイムケア型）

障がい者(児)を日常的に介護している介護者の就労支援や一時的な休息を目的とする事業

タイムケア型の趣旨

障がい児の放課後対策や日中系サービスの時間延長（送迎に要する時間を除く。）として、送迎で保護者が介入しない支援。

事業内容

- (1) 障がい者(児)に活動の場を提供し、見守り・社会に適應するための簡易な訓練等（注1）を行う。
 - (2) 必要に応じて食事提供を行う。
- （注1）日常生活に関する簡易な指導、レクリエーションなど

対象者

在宅の障がい者（児）のうち日中一時支援事業（タイムケア型）の支給決定を受けた者

*介護保険対象者を除く

事業の実施者

事業の実施者は法人でなければならない。

人員及び設備等

- (1) 利用定員はサービスを提供できる部屋の広さや設備を考慮し、事業者が適当と認めた数で、市の承認を得た数。
- (2) 職員の配置は利用者5人に対して専任職員1名以上の割合とする。ただし、事業所からの指揮命令を受けず、勤務時間や場所の拘束が無い者（ボランティア等）は人員基準に含むことができない。
- (3) 事業実施計画時間は1時間単位とし、実施時間の1時間に満たない端数は、15分以上は1時間に切り上げ、15分未満は切り捨てて算定する。
- (4) 日中系サービスとの併給を可能とする。ただし、同一事業所で同じ利用者に対して日中系サービスから連続して当事業を行う場合は、日中系サービスを6時

間以上実施することを必要とする。

(5) 事業者によるサービス提供時間は、19時30分までとする。

(6) 事業者は原則として、移動支援事業（送迎支援）にて、学校、日中系サービスの場所からタイムケア型を実施する場所までの送迎を行うものとする。

医療的ケアを行う場合の単価（区分S）を適用する基準

(1) 医療的ケアを必要とする障がい者（児）を受け入れる時間帯を通して看護職員（注2）を1名以上配置し、吸引、胃ろうの管理等の医療的ケアが可能な体制であること。

(2) 上記（1）の基準に適合するものとして、あらかじめ倉敷市に届け出た事業所において、区分Sの認定を受けている利用者を受け入れた場合は、区分Sの単価を適用する。

（注2）看護職員：保健師、助産師、看護師又は准看護師

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書（注3）を市に提出し承認を得ることとする。

（注3）障がい児の放課後対策や、日中系サービスの時間延長に対応する事業として、適当な事業実施時間であること。

委託料

次の利用単価と利用時間から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額

事業単価 (単位：円)

区 分	1 時間当たり
区分S	2,000
区分A	1,400
区分B	1,100
区分C	900
区分D	700

利用者負担

1割負担

* 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方若しくは中国残留邦人等支援給付金受給者は無料

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は当事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の 10 日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

非常災害対策

受託事業者は、非常災害等に対して、次の対策を講ずるように努めるものとする。

- (1) 消火器などの消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備えるとともに避難訓練を実施するものとする。
- (2) 利用者(利用児)の障がいの状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害想定の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知するものとする。
- (3) 非常災害時における利用者(利用児)等の安全の確保が図れるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障がい福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

その他

- (1) 受託事業者は万一に備え賠償保険に加入するものとする。
- (2) 利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者と契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。(注4)
- (3) 食事提供に要した費用、光熱水費、材料費等は利用者を実費を請求できる。
- (4) 受託事業者は、日中一時支援事業所職員(役員、管理者、事務職員等も含む)が従事する法人内において同居の家族の支援を行った場合、その報酬については算定できないこととする。また、職員の勤務地が同一敷地内の場合は、日中一時支援事業所職員でなくとも、報酬を算定できないものとする。

(注4) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

日中一時支援事業（医療型）

医療的ケアが必要な障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

事業内容

- （1）医療的ケアが必要な障がい者（児）を一時的に預かり、看護する。
- （2）可能な場合において食事提供を行う。

対象者

医療的ケアが必要な在宅の次の障がい者（児）のうち日中一時支援（医療型）の支給決定を受けた者

＊介護保険対象者を除く

- （1）遷延性意識障害者（児）
- （2）重症心身障がい者（児） など

事業の実施者

事業の実施者は法人でなければならない。

人員及び設備等

- （1）利用定員はサービスを提供できる部屋の広さや設備を考慮し、事業者が適当と認めた数で、市の承認を得た数。
- （2）職員の配置は常に利用者を看護できる体制であること。
- （3）医療機関又は、医療機関に併設し、吸引、胃ろうの管理等の医療的ケアが可能な体制であり、緊急時には即座に対応が可能であること。

事業実施計画書の提出

事業者は、所定の事業実施計画書を市に提出し承認を得ることとする。

委託料

次の利用単価と利用回数から求められる事業費から利用者負担の額を除いた額
事業費日額 (単位：円)

	1 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 7 時間未満	7 時間以上
単価	4, 000	8, 000	12, 000	16, 000

利用者負担

1 割負担

* 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方若しくは中国残留邦人等支援給付金受給者は無料

委託料の請求及び利用者負担の徴収

事業者は当事業にかかる事業費のうち利用者負担分を利用者から徴収し、その差額を市に請求する。なお、当月の実績を翌月の 10 日までに所定の様式で報告し、市の検査に合格した後に請求する。

非常災害対策

受託事業者は、非常災害等に対して、次の対策を講ずるように努めるものとする。

- (1) 消火器などの消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備えるとともに避難訓練を実施するものとする。
- (2) 利用者(利用児)の障がいの状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害想定の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知するものとする。
- (3) 非常災害時における利用者(利用児)等の安全の確保が図れるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障がい福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

その他

- (1) 利用者が2事業者以上から当事業のサービス提供を受けている場合は、事業者間で支給量を把握し、利用者と契約した時期が最も遅い事業者が月の支給量の上限を管理すること。なお、万一、支給量を超えた請求があった場合は、利用者と契約した時期の最も遅い事業者の請求から順に差し引くものとする。(注1)
- (2) 食事提供に要した費用、光熱水費、材料費等は利用者に実費を請求できる。
- (3) 受託事業者は、日中一時支援事業所職員(役員、管理者、事務職員等も含む)が従事する法人内において同居の家族の支援を行った場合、その報酬については算定できないこととする。また、職員の勤務地が同一敷地内の場合は、日中一時支援事業所職員でなくとも、報酬を算定できないものとする。

(注1) 上限を管理すべき事業者が、その管理を適切に行っていると認められる場合は、支給量の上限を超えるサービスを提供した事業者の請求から差し引く。

電子請求手順について

倉敷市地域生活支援事業の請求事務については次の手順に従って行ってください。

手順1：倉敷市障がい福祉課ホームページから、地域生活支援事業の請求エクセルをダウンロード

URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015100/index.html>

様式1

倉敷市地域生活支援事業請求書

倉敷市長 あて

	百万		千			円
--	----	--	---	--	--	---

請求年月を入力（必須）

令和	0	7	年	0	4	月分
----	---	---	---	---	---	----

事業名	件数	金額
-----	----	----

=====略=====

上記のとおり請求します。

令和 7 年 6 月 10 日

請求年月日を入力（必須）
※詳細は P35 の記入例参照

請求事業者	事業所番号	3 3 6 0 2 0 9 9 9 9
	住所 (所在地)	倉敷市倉敷1丁目1-1
	電話番号	086-426-9999
	名称	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所
	代表者 職・氏名	理事長 山田 花子

請求事業者欄（必須）
事業所番号は契約書送付の際にお知らせします

「様式1」シートを選択

説明書
様式1
様式3-1
様式3-2
様式3-3
請求一覧
+

※複数人にサービス提供した場合は「実績記録票」のシートをコピーして作成します。

なお、シート名には各様式名「様式3-1」「様式3-2」「様式3-3」をつけてください。

(例：「様式3-1 倉敷太郎」、「倉敷太郎 (様式3-2)」、「様式3-3 (5100000000)」等)

手順3：「実績記録票」タブを選択し開始時間、終了時間等の必要項目を入力（太枠・水色のセル）

Ver. 23.08.28-1 移動支援事業（個別支援型）実績記録表（令和7年4月分）（様式3-1）

受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	支給決定者氏名 （児童氏名）	倉敷 桜子 倉敷 梅男	事業者及び事業所の名称	3 3 8 0 2 0 9 9 9 9	請求書作成ソフト Ver.23.08.28
サービス内容	個別I	支給量	20 時間	利用者負担	1	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所

日付	曜日	提供サービス	開始	終了	算定できない時間		算定時間	事業費	利用者負担	委託料
					日中帯	早朝・夜間帯				
1	火	個別I	10:00	12:30			2.5	4,500	450	4,050
4	金	個別I	10:00	12:00			2.0	3,600	360	3,240
6	日	個別I	15:00	17:30			2.5	4,500	450	4,050
11	金	個別I	10:00	15:00	1:00			7,200	720	6,480

手順3：項目の入力

手順4：明細書の自動作成

手順5：明細書・実績記録表の印刷

実績記録から明細書を作成

実績記録表印刷

請求明細書印刷

手順4：「明細書を作成」ボタンを押して明細書を自動作成

Ver. 23.08.28 様式2

倉敷市地域生活支援事業費明細書

地

令和	7	年	4	月分
----	---	---	---	----

受給者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
支給決定者氏名	倉敷 桜子
児童氏名	倉敷 梅男

事業者及びその事業所の名称	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所
---------------	-------------------------------

サービスコード	サービス内容	事業単価	算定回数 又は時間	当月算定額	摘要
6 2 1 1 1 6	個別I 日中 4.0	7,200	1	7,200	
6 2 1 1 1 0	個別I 日中 2.5	4,500	2	9,000	

手順5：「実績記録表印刷」、「請求明細書印刷」ボタンをクリックし、利用者1名につき請求明細書、実績記録表をそれぞれ作成

手順6：利用者に内容確認を必ず行い、同意後に利用者に署名をしてもらう

上記のとおり利用しました。

(利用者氏名) 倉敷 桜子

手順7：利用者1人毎の事業費を集計後、請求書（様式1）の「請求書作成」ボタンを押し、地域生活支援事業の全ての事業を1枚の請求書にまとめる。

様式1

倉敷市地域生活支援事業請求書

倉敷市長 あて

請求金額

百万	千	円
	690	200

令和 7 年 4 月分

事業名	件数	金額
移動支援事業(個別支援型)	1	19,440
移動支援事業(グループ支援型)	1	
移動支援事業(送迎支援型)	1	
地域活動支援センターⅡ型事業	1	5,040
日中一時支援事業(日中型)	1	5,940
日中一時支援事業(タイムケア型)	1	7,560
日中一時支援事業(医療型)		

請求書の自動作成

請求書を作成

Microsoft Excel

請求書が作成されました

OK

請求書の自動作成後に表示される。
OKを押すと手順7へ進む。

手順7：様式1シート（請求書）をPDF形式で作成する。

※様式1をPDF形式にしたデータは、請求エクセルを保存している場所と同じ保存先に自動で保存されます。

事業名	件数	金額
移動支援事業(個別支援型)	1	
移動支援事業(グループ支援型)	1	
移動支援事業(送迎支援型)	1	800
地域活動支援センターⅡ型事業		
日中一時支援事業(日中型)	1	

手順7：様式1のPDF形式のデータの件名に事業所情報を入力する。

作成時：【336020_（事業所名）】令和年月分請求書

提出時：例）【3360209999（倉敷地域生活支援事業所）】令和7年4月請求書

手順8：電子申請にて作成した請求様式を提出

倉敷市電子申請サービス URL

https://s-kantan.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23033

手順9：「利用者登録をせずに申し込む場合はこちら」を押す

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	地域生活支援事業請求（障がい福祉課）
受付時期	2022年2月15日0時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

手順10：手続き説明、利用規約を確認後にページ下部にある「同意する」を押す

手続き名	地域生活支援事業請求（障がい福祉課）
説明	<p>毎月障がい福祉課へ提出する地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター型事業、日中一時支援事業）の請求の提出窓口です。作成した請求エクセルファイルを添付して提出してください。</p> <p>※注意点※ ◆請求は令和4年3月中旬頃に障がい福祉課HPにてアップロードする請求書様式で作成し提出してください。 また、エクセル内の「説明書」の説明文を必ずご確認ください。 https://www.city.kurashiki.okayama.jp/10725.htm#chiiki</p> <p>◆提出するファイル名は次のようお願いします。 事業所番号 事業所名 令和〇年〇月分.xls 例：3320212345 〇〇事業所 令和4年4月分.xls</p> <p>◆電子データの提出に加えて従来どおり紙媒体の請求書類も窓口が郵送にて提出してください。 差替えについても紙媒体で提出してください。</p> <p>◆容量制限を超える場合はお手数ですが、障がい福祉課までご連絡ください。</p>

略

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけるものとみなします。
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

手順 1 1 : 入力内容に沿って入力・データの添付を行い、「**確認へ進む**」を押す

※提出が必要なデータ ※【 】内の形式で提出してください。

- ・請求エクセル【Excel 形式】
- ・請求書（様式 1）【PDF 形式】
- ・サービス状況記録表【Excel 形式】※個別支援型、グループ支援型のみ
- ・利用者署名確認表（様式 4）【Excel 形式】

※一度の電子申請で複数のデータを添付できます。

手順 1 2 : 入力内容に誤りがないか確認し、「**申し込む**」を押す

申込完了

提出された内容について、担当課で確認を行い、修正をお願いすることがあります。確認には時間がかかります。ご了承ください。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

**メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。**

整理番号

パスワード

※申し込み完了後に整理番号・パスワード記載メールが届きます。必ずご確認ください。

以上で請求事務は完了となります。

請 求 様 式

実施事業	全ての事業を 1 枚 の請求書に記載	利用者 1 人ごとに作成 (グループ支援型は実施ごとに作成)						
		請求書	明細書	実績記録表				サビ ス 状 況 記 録 表
		様式 1	様式 2	様式 3-1	様式 3-2	様式 3-3	様式 3-4	
移動(個別)	○	○	○				○	
移動(グループ)				○			○	
移動(送迎)						○		
Ⅱ型						○		
日中型						○		
夕ゆア型						○		
医療型						○		

請求様式は倉敷市役所障がい福祉課ホームページからダウンロードできます。

実績記録表は自動計算ができますが、請求前に必ず正しく計算されているか確認してください。

URL

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015100/index.html>

倉敷市地域生活支援事業請求書



倉敷市長 あて

請求金額		百万			千			円
------	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	令和			年			月分		
	事業名		件数		金額				
	移動支援事業(個別支援型)								
	移動支援事業(グループ支援型)								
	移動支援事業(送迎支援型)								
	地域活動支援センターⅡ型事業								
	日中一時支援事業(日中型)								
	日中一時支援事業(タイムケア型)								
	日中一時支援事業(医療型)								
	生活サポート事業								

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求事業者	事業所番号	3	3	6	0	2	0					
	住所 (所在地)											
	電話番号											
	名称											
	代表者 職・氏名											

倉敷市地域生活支援事業費明細書



令和		年		月分
----	--	---	--	----

受給者番号	
支給決定者氏名	
児童氏名	

事業者及びその事業所の名称	
---------------	--

費用の額の計算	サービスコード	サービス内容	事業単価	算定回数又は時間	当月算定額	摘要	
	当月費用の額の合計					①	0

利用者負担額	利用者負担額の内訳		当月算定額	摘要
	利用者負担額		0	
	当月利用者負担額合計		②	0

当月地域生活支援事業費請求額 (①-②)	0	円
		円

1	枚中	1	枚
---	----	---	---

サービス状況記録表

(通院介助・通院等乗降介助・行動援護・同行援護・重度訪問介護による外出(移動支援))

事業者名

対象者氏名

対象者住所

担当ヘルパー名(倉敷 花子)

目的地 倉敷市市立図書館

目的地住所 倉敷市中央2-6-1

記入例

時刻	9:30	9:45	10:00	13:00	13:15	13:30	14:00
時刻	移動前(自宅~)	移動中	移動後	目的地内	移動前	移動中	移動後(~自宅)
移動手段		移動手段				移動手段	自宅
介助内容	※家族介護により乗車 移動手段(車の場合は運転者やヘルパーの対応内容を記入)	家族運転 ヘルパー見守	降車介助 移動介助 (車イス介助)	移動介助 排泄介助	移動介助 (車イス介助) 乗車介助	福祉有償運送 ヘルパー運転	降車介助 排泄介助 着替え介助
所要時間	0分	15分	15分	180分	15分	15分	30分
				合計時間	4.5時間	算定時間	2.0時間

担当ヘルパー名()

目的地

目的地住所

月 日

時刻	移動前	移動中	移動後	目的地内	移動前	移動中	移動後
時刻							
移動手段		移動手段				移動手段	
介助内容		()				()	
所要時間	分	分	分	分	分	分	分
				合計時間	時間	算定時間	時間

担当ヘルパー名()

目的地

目的地住所

月 日

時刻	移動前	移動中	移動後	目的地内	移動前	移動中	移動後
時刻							
移動手段		移動手段				移動手段	
介助内容		()				()	
所要時間	分	分	分	分	分	分	分
				合計時間	時間	算定時間	時間

担当ヘルパー名()

目的地

目的地住所

月 日

時刻	移動前	移動中	移動後	目的地内	移動前	移動中	移動後
時刻							
移動手段		移動手段				移動手段	
介助内容		()				()	
所要時間	分	分	分	分	分	分	分
				合計時間	時間	算定時間	時間

請 求 書

(記 入 例)

記入例

倉敷市地域生活支援事業請求書



倉敷市長 へ

請求金額	百万	千	円
¥	6	6	5 9 1

入力必須

令和	0	7	年	0	4	月分	移動支援、日中一時及び負担軽減の請求を 1枚にまとめて起案してください。	
事業名								
内 訳	移動支援事業(個別支援型)						1	17,011
	移動支援事業(グループ支援型)						1	30,240
	移動支援事業(送迎支援型)						1	800
	地域活動支援センターⅡ型事業						1	5,040
	日中一時支援事業(日中型)						1	5,940
	日中一時支援事業(タイムケア型)						1	7,560
	日中一時支援事業(医療型)							
	生活サポート事業							

請求年月日 入力必須
 支払月の10日を入力してください。
 例)令和7年4月が利用月の場合、
 令和7年6月10日と入力。
 ただし、修正に係る差し替え等、
 請求年月日を過ぎてから提出する
 場合は、提出年月日を入力

令和 7 年 6 月 10 日

事業所番号	3	3	6	0	2	0	9	9	9	9
住所 (所在地)	倉敷市倉敷1丁目1-1									
電話番号	086-426-9999									
名称	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所									
代表者 氏名	理事長 山田 花子									

入力必須
 請求年月日の債権者登録情報と同じ
 内容を入力してください。

記入例

様式 2

倉敷市地域生活支援事業費明細書

地

令和	7	年	4	月分
----	---	---	---	----

受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
支給決定者氏名	倉敷 桜子									
児童氏名	倉敷 梅男									

事業者及びその事業所の名称	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所
---------------	-------------------------------

費用の額の計算	サービスコード	サービス内容	事業単価	算定回数 又は時間	当月算定額	摘要
	6 2 1 1 5 6	個別Ⅰ 早朝・夜間 1. 5	3,375	1	3,375	
	6 2 1 1 5 2	個別Ⅰ 早朝・夜間 0. 5	1,125	1	1,125	
	6 2 1 1 2 2	個別Ⅰ 日中 5. 5	9,900	1	9,900	
	6 2 1 1 1 0	個別Ⅰ 日中 2. 5	4,500	1	4,500	
サービスコード表を参照のこと。なお、倉敷市障がい福祉課が提供する エクセルシートで自動作成が可能です。						
当月費用の額の合計					① 18,900	

利用者負担額	利用者負担額の内訳	当月算定額	摘要
	利用者負担額	1,889	
	当月利用者負担額合計	② 1,889	

当月地域生活支援事業費請求額 (①-②)	17,011	円
		円

1	枚中	1	枚
---	----	---	---

記入例

(様式3-2)

倉敷市地域生活支援事業 実績記録及び明細書

移動支援事業（グループ支援型）

地

令和	7	年	4	月分
----	---	---	---	----

事業者及び 事業所の名 称	3 3 6 0 2 0 9 9 9 9
	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所

日付	曜日	派遣 人数	開始	終了	算定できない時間		算定時間	事業費	利用者 負担	公費負担額
					日中帯	早朝・ 夜間帯				
1	月	一人目	14:00	18:00			4.0	11,200	1,120	10,080
		二人目	14:00	18:00			4.0	11,200	1,120	10,080
		三人目	14:00	18:00			4.0	11,200	1,120	10,080

派遣ヘルパーが3名を超える場合は、2枚目の様式を使用のこと

利用者名簿

No.	受給者番号	利用者氏名	No.	受給者番号	利用者氏名
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	倉敷 春雄	6	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	真備 妹子
2	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	水島 太郎	7		
3	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	児島 一郎	8		
4	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	玉島 玉子	9		
5	2 1 0 0 0 0 0 0 0 1	船穂 花子	10		

移動支援事業費（グループ支援型） 事業費計	33,600	円
移動支援事業費（グループ支援型） 自己負担額	3,360	円
移動支援事業費（グループ支援型） 公費負担額	30,240	円

1	枚中	1	枚
---	----	---	---

事業実績記録表 (令和7年4月分)

地域活動支援センターⅡ型, 日中一時支援(日中型, タイムケア型, 医療型), 移動支援(送迎支援)

受給者証番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	支給決定者氏名 (児童氏名)	倉敷 桜子	事業者及び事業所の名称	3 3 6 0 2 0 9 9 9 9			
区分	A		利用者負担割合	1 割	特定非営利活動法人くらしき 倉敷市地域生活支援事業所			
サービス内容及び 契約支給量	Ⅱ型	5 日	日中型	5 日	タイムケア型	10 日	医療型	日

日付	曜日	提 供 サービス	開始	終了	算定 時間	Ⅱ型加算		送迎	事業費				利用者 負担
						給食 (低所得 者のみ)	入浴		事業費	給食・入浴	送迎費	事業費計	
17	水	日中型(者)	9:00	15:00	6.00			1	3,900		200	4,100	390
17	水	タイムケア型	15:00	17:00	2.00			1	2,800		200	3,000	280
日中系サービスとタイムケア型 供給時の記入例													
18	木	日中型(者)	9:00	13:00	4.00				2,700			2,700	270
日中型は(者)と(児)で単価が異なります。 18歳到達後でも就学中は(児)で請求してください。													
20	土	Ⅱ型	8:30	15:00	6.50	1	1	2	5,200	400	400	6,000	560
Ⅱ型加算													
21	日	タイムケア型	15:00	18:20	4.00				5,600			5,600	560
15分以上の実施は1時間として算定													
タイムケア型のサービス提供時間は19時30分までとなります。													
太枠・水色のセルは必須入力													

事業名	事業費計	自己負担	公費負担額	内 訳									
地域活動支援センターⅡ型	5,600	560	5,040	4下	0	4超	1	計	1	入浴	1	食事	1
日中一時支援(日中型)	6,600	660	5,940	4下	1	4超	1	計	2				
日中一時支援(タイムケア型)	8,400	840	7,560	日数	2	時間	6						
日中一時支援(医療型)	0	0	0	1-3	0	3-5	0	5-7	0				
移動支援(送迎支援)	800	0	800	回数	4								
計	21,400	2,060	19,340										

対象が児童の場合は
保護者氏名を署名で

上記のとおり利用しました

(利用者氏名) 倉敷 桜子

サービスコード表

	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
移 動 支 援	621102	個別 I 日中 0.5	900	0.50	時間
	621104	個別 I 日中 1.0	1,800	1.00	時間
	621106	個別 I 日中 1.5	2,700	1.50	時間
	621108	個別 I 日中 2.0	3,600	2.00	時間
	621110	個別 I 日中 2.5	4,500	2.50	時間
	621112	個別 I 日中 3.0	5,400	3.00	時間
	621114	個別 I 日中 3.5	6,300	3.50	時間
	621116	個別 I 日中 4.0	7,200	4.00	時間
	621118	個別 I 日中 4.5	8,100	4.50	時間
	621120	個別 I 日中 5.0	9,000	5.00	時間
	621122	個別 I 日中 5.5	9,900	5.50	時間
	621124	個別 I 日中 6.0	10,800	6.00	時間
	621126	個別 I 日中 6.5	11,700	6.50	時間
	621128	個別 I 日中 7.0	12,600	7.00	時間
	621130	個別 I 日中 7.5	13,500	7.50	時間
	621132	個別 I 日中 8.0	14,400	8.00	時間
	621134	個別 I 日中 8.5	15,300	8.50	時間
	621136	個別 I 日中 9.0	16,200	9.00	時間
	621138	個別 I 日中 9.5	17,100	9.50	時間
	621140	個別 I 日中 10.0	18,000	10.00	時間
	621152	個別 I 早朝・夜間 0.5	1,125	0.50	時間
	621154	個別 I 早朝・夜間 1.0	2,250	1.00	時間
	621156	個別 I 早朝・夜間 1.5	3,375	1.50	時間
	621158	個別 I 早朝・夜間 2.0	4,500	2.00	時間
	621160	個別 I 早朝・夜間 2.5	5,625	2.50	時間
	621162	個別 I 早朝・夜間 3.0	6,750	3.00	時間
	621164	個別 I 早朝・夜間 3.5	7,875	3.50	時間
	621166	個別 I 早朝・夜間 4.0	9,000	4.00	時間
	621168	個別 I 早朝・夜間 4.5	10,125	4.50	時間

	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
移 動 支 援	621170	個別Ⅰ 早朝・夜間 5.0	11,250	5.00	時間
	621172	個別Ⅰ 早朝・夜間 5.5	12,375	5.50	時間
	621174	個別Ⅰ 早朝・夜間 6.0	13,500	6.00	時間
	621202	個別Ⅱ 日中 0.5	1,200	0.50	時間
	621204	個別Ⅱ 日中 1.0	2,400	1.00	時間
	621206	個別Ⅱ 日中 1.5	3,600	1.50	時間
	621208	個別Ⅱ 日中 2.0	4,800	2.00	時間
	621210	個別Ⅱ 日中 2.5	6,000	2.50	時間
	621212	個別Ⅱ 日中 3.0	7,200	3.00	時間
	621214	個別Ⅱ 日中 3.5	8,400	3.50	時間
	621216	個別Ⅱ 日中 4.0	9,600	4.00	時間
	621218	個別Ⅱ 日中 4.5	10,800	4.50	時間
	621220	個別Ⅱ 日中 5.0	12,000	5.00	時間
	621222	個別Ⅱ 日中 5.5	13,200	5.50	時間
	621224	個別Ⅱ 日中 6.0	14,400	6.00	時間
	621226	個別Ⅱ 日中 6.5	15,600	6.50	時間
	621228	個別Ⅱ 日中 7.0	16,800	7.00	時間
	621230	個別Ⅱ 日中 7.5	18,000	7.50	時間
	621232	個別Ⅱ 日中 8.0	19,200	8.00	時間
	621234	個別Ⅱ 日中 8.5	20,400	8.50	時間
	621236	個別Ⅱ 日中 9.0	21,600	9.00	時間
	621238	個別Ⅱ 日中 9.5	22,800	9.50	時間
	621240	個別Ⅱ 日中10.0	24,000	10.00	時間
	621252	個別Ⅱ 早朝・夜間 0.5	1,500	0.50	時間
	621254	個別Ⅱ 早朝・夜間 1.0	3,000	1.00	時間
	621256	個別Ⅱ 早朝・夜間 1.5	4,500	1.50	時間
	621258	個別Ⅱ 早朝・夜間 2.0	6,000	2.00	時間
	621260	個別Ⅱ 早朝・夜間 2.5	7,500	2.50	時間
	621262	個別Ⅱ 早朝・夜間 3.0	9,000	3.00	時間
	621264	個別Ⅱ 早朝・夜間 3.5	10,500	3.50	時間

	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
移 動 支 援	621266	個別Ⅱ 早朝・夜間 4.0	12,000	4.00	時間
	621268	個別Ⅱ 早朝・夜間 4.5	13,500	4.50	時間
	621270	個別Ⅱ 早朝・夜間 5.0	15,000	5.00	時間
	621272	個別Ⅱ 早朝・夜間 5.5	16,500	5.50	時間
	621274	個別Ⅱ 早朝・夜間 6.0	18,000	6.00	時間
	621302	個別Ⅲ 日中 0.5	1,400	0.50	時間
	621304	個別Ⅲ 日中 1.0	2,800	1.00	時間
	621306	個別Ⅲ 日中 1.5	4,200	1.50	時間
	621308	個別Ⅲ 日中 2.0	5,600	2.00	時間
	621310	個別Ⅲ 日中 2.5	7,000	2.50	時間
	621312	個別Ⅲ 日中 3.0	8,400	3.00	時間
	621314	個別Ⅲ 日中 3.5	9,800	3.50	時間
	621316	個別Ⅲ 日中 4.0	11,200	4.00	時間
	621318	個別Ⅲ 日中 4.5	12,600	4.50	時間
	621320	個別Ⅲ 日中 5.0	14,000	5.00	時間
	621322	個別Ⅲ 日中 5.5	15,400	5.50	時間
	621324	個別Ⅲ 日中 6.0	16,800	6.00	時間
	621326	個別Ⅲ 日中 6.5	18,200	6.50	時間
	621328	個別Ⅲ 日中 7.0	19,600	7.00	時間
	621330	個別Ⅲ 日中 7.5	21,000	7.50	時間
	621332	個別Ⅲ 日中 8.0	22,400	8.00	時間
	621334	個別Ⅲ 日中 8.5	23,800	8.50	時間
	621336	個別Ⅲ 日中 9.0	25,200	9.00	時間
	621338	個別Ⅲ 日中 9.5	26,600	9.50	時間
	621340	個別Ⅲ 日中10.0	28,000	10.00	時間
	621352	個別Ⅲ 早朝・夜間 0.5	1,750	0.50	時間
	621354	個別Ⅲ 早朝・夜間 1.0	3,500	1.00	時間
	621356	個別Ⅲ 早朝・夜間 1.5	5,250	1.50	時間
	621358	個別Ⅲ 早朝・夜間 2.0	7,000	2.00	時間
	621360	個別Ⅲ 早朝・夜間 2.5	8,750	2.50	時間

	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
移 動 支 援	621362	個別Ⅲ 早朝・夜間 3.0	10,500	3.00	時間
	621364	個別Ⅲ 早朝・夜間 3.5	12,250	3.50	時間
	621366	個別Ⅲ 早朝・夜間 4.0	14,000	4.00	時間
	621368	個別Ⅲ 早朝・夜間 4.5	15,750	4.50	時間
	621370	個別Ⅲ 早朝・夜間 5.0	17,500	5.00	時間
	621372	個別Ⅲ 早朝・夜間 5.5	19,250	5.50	時間
	621374	個別Ⅲ 早朝・夜間 6.0	21,000	6.00	時間
	621420	送迎(利用者負担なし)	200	1.00	回
	622101	グループ支援 日中 0.5	1,400	0.25	時間
	622102	グループ支援 日中 1.0	2,800	0.50	時間
	622103	グループ支援 日中 1.5	4,200	0.75	時間
	622104	グループ支援 日中 2.0	5,600	1.00	時間
	622105	グループ支援 日中 2.5	7,000	1.25	時間
	622106	グループ支援 日中 3.0	8,400	1.50	時間
	622107	グループ支援 日中 3.5	9,800	1.75	時間
	622108	グループ支援 日中 4.0	11,200	2.00	時間
	622109	グループ支援 日中 4.5	12,600	2.25	時間
	622110	グループ支援 日中 5.0	14,000	2.50	時間
	622111	グループ支援 日中 5.5	15,400	2.75	時間
	622112	グループ支援 日中 6.0	16,800	3.00	時間
	622113	グループ支援 日中 6.5	18,200	3.25	時間
	622114	グループ支援 日中 7.0	19,600	3.50	時間
	622115	グループ支援 日中 7.5	21,000	3.75	時間
	622116	グループ支援 日中 8.0	22,400	4.00	時間
	622117	グループ支援 日中 8.5	23,800	4.25	時間
	622118	グループ支援 日中 9.0	25,200	4.50	時間
	622119	グループ支援 日中 9.5	26,600	4.75	時間
	622120	グループ支援 日中10.0	28,000	5.00	時間
	622151	グループ支援 早朝・夜間 0.5	1,750	0.25	時間
	622152	グループ支援 早朝・夜間 1.0	3,500	0.50	時間

	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
移動 支援	622153	グループ支援 早朝・夜間 1.5	5,250	0.75	時間
	622154	グループ支援 早朝・夜間 2.0	7,000	1.00	時間
	622155	グループ支援 早朝・夜間 2.5	8,750	1.25	時間
	622156	グループ支援 早朝・夜間 3.0	10,500	1.50	時間
	622157	グループ支援 早朝・夜間 3.5	12,250	1.75	時間
	622158	グループ支援 早朝・夜間 4.0	14,000	2.00	時間
	622159	グループ支援 早朝・夜間 4.5	15,750	2.25	時間
	622160	グループ支援 早朝・夜間 5.0	17,500	2.50	時間
	622161	グループ支援 早朝・夜間 5.5	19,250	2.75	時間
	622162	グループ支援 早朝・夜間 6.0	21,000	3.00	時間
Ⅱ 型	651111	Ⅱ型 A 4.5時間未満	3,400	1.00	回
	651112	Ⅱ型 A 4.5時間以上	5,200	1.00	回
	651121	Ⅱ型 B 4.5時間未満	3,100	1.00	回
	651122	Ⅱ型 B 4.5時間以上	4,700	1.00	回
	651131	Ⅱ型 C 4.5時間未満	2,800	1.00	回
	651132	Ⅱ型 C 4.5時間以上	4,200	1.00	回
	651141	Ⅱ型 D 4.5時間未満	2,800	1.00	回
	651142	Ⅱ型 D 4.5時間以上	4,200	1.00	回
	651910	入浴加算	400	1.00	回
	651920	食事提供加算	400	1.00	回
日中 一時 支援	711101	日中型 障害者 S 4.5時間未満	3,600	1.00	回
	711102	日中型 障害者 S 4.5時間以上	5,800	1.00	回
	711111	日中型 障害者 A 4.5時間未満	2,700	1.00	回
	711112	日中型 障害者 A 4.5時間以上	3,900	1.00	回
	711121	日中型 障害者 B 4.5時間未満	2,300	1.00	回
	711122	日中型 障害者 B 4.5時間以上	3,400	1.00	回
	711131	日中型 障害者 C 4.5時間未満	2,000	1.00	回
	711132	日中型 障害者 C 4.5時間以上	3,000	1.00	回
	711141	日中型 障害者 D 4.5時間未満	1,700	1.00	回
	711142	日中型 障害者 D 4.5時間以上	2,600	1.00	回

	711201	日中型 障害児 S 4.5時間未満	4,000	1.00	回
	711202	日中型 障害児 S 4.5時間以上	7,000	1.00	回
	711211	日中型 障害児 A 4.5時間未満	3,500	1.00	回
	711212	日中型 障害児 A 4.5時間以上	5,100	1.00	回
	711221	日中型 障害児 B 4.5時間未満	3,000	1.00	回
	711222	日中型 障害児 B 4.5時間以上	4,500	1.00	回
	711231	日中型 障害児 C 4.5時間未満	2,600	1.00	回
	711232	日中型 障害児 C 4.5時間以上	4,000	1.00	回
	711241	日中型 障害児 D 4.5時間未満	2,200	1.00	回
	711242	日中型 障害児 D 4.5時間以上	3,500	1.00	回
	請求サービス コード	請求サービス名称略称 (全角25文字以内)	事業費	支給量 換算	換算 単位
日中一時支援	701301	タイムケア型 S	2,000	1.00	時間
	701311	タイムケア型 A	1,400	1.00	時間
	701321	タイムケア型 B	1,100	1.00	時間
	701331	タイムケア型 C	900	1.00	時間
	701341	タイムケア型 D	700	1.00	時間
	721411	医療型 1時間以上3時間未満	4,000	1.00	回
	721413	医療型 3時間以上5時間未満	8,000	1.00	回
	721415	医療型 5時間以上7時間未満	12,000	1.00	回
	721417	医療型 7時間以上	16,000	1.00	回

その他様式

平成 年 月 日

移動支援事業（グループ支援型）利用申請書

倉敷市障がい福祉課長 あて

申請者 (代表者)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

移動支援事業（グループ支援型）を次の内容で利用したいので申請します。

利用日	平成 年 月 日	予定 時間	: ~ :		
行き先 (行程)		利用 者数	人	ヘルパー数	人
利用 者 一 覧					
	氏 名	受 給 者 番 号			当月支給量残量(時間)
1					時間
2					時間
3					時間
4					時間
5					時間
6					時間
7					時間
8					時間
9					時間
10					時間

事業所	電 話	
	担 当 者	

※10名以上で実施する場合は、別紙を用意してください。

※グループ支援型を利用した場合は支給量管理を1/2で計算します。(但し、30分単位で繰上げとします)

例：2時間30分利用 → 2時間30分÷2=1時間15分=1時間30分

(介護・訓練等給付費,地域生活支援事業)の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【1/2】

令和 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定事業所所在地

事業所名称
管理者の
職・氏名

対象者 氏名 (年齢・性別)	(歳 □男 □女)	保護者 氏名	
受給者番号		連絡先	TEL ()
障害の種類	身体障害(上肢・下肢・視覚・聴覚・内部機能) ・精神障害・知的障害(等級)・その他()	障害 支援区分	区分
対象者住所	〒	TEL ()	
事故発生日時	令和 年 月 日() 午前・午後	時 分頃	
場所	(発生場所)	<input type="checkbox"/> 事業所内	<input type="checkbox"/> その他
○事故の概要(発生時の具体的状況)			
○事故発生時の対応・経過(管理者や医師への報告(医療機関名),受給者に対する処置,その後の経過などを具体的に)			
【受診医療機関名】		【受診日時】	
【継続受診の要否】要・否			
【医療費の対応】利用者の医療保険・事業所負担・その他()			
○事故発生に係る背景(事故発生以前に支援中に事故が発生する予兆は見られたか,過去に同様の事例はあるか,過去に利用者間同士でトラブルはあったのか,何故事故が生じたのか 等)			
報告書作成者	職: 氏名:	TEL ()	

* この様式は,倉敷市の受給者に対して障がい福祉サービスを提供した際に生じた事故について,**事故発生後7日以内**に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。(Fax可)

* 様式2「(介護・訓練等給付費,地域生活支援事業)障がい福祉サービスの提供に係る事故報告書**2/2**」については,詳細な過程及び再発防止への対応,改善策等を記載して**1ヶ月以内**に提出してください。

事業者→市役所

様式2

(介護・訓練等給付費,地域生活支援事業)の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【2/2】

令和 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号

指定事業所所在地

事業所名称
管理者の
職・氏名

対象者受給者番号		対象者氏名	
事故発生日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分頃
○第1報後の対応・経過 (本人,家族への説明内容とそれに対する反応は必ず記載すること)	報告先	報告・説明日時	
	医 師	/ :	
	管理者	/ :	
	担当指導員	/ :	
	関係機関	/ :	
		/ :	
		/ :	
		/ :	
○再発防止に向けた対応・改善策等(今後事故が起こらないようにするためにとった(又はとるべき)対策)			
損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 未交渉) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未確定		
報告書作成者	職:	氏名:	TEL ()

* 記入欄が不足するときは必要に応じて別紙に記載し,資料があれば添付してください。

* この様式は,様式1に引き続き,**事故発生から1ヶ月以内**に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。

* この報告書提出時に事故が完結していない場合は,改善策等の欄に現在の進捗状況及び事故完結見込等も合わせて記載してください。

事業者→市役所

倉敷市障がい者地域生活支援事業苦情対応報告書

令和 年 月 日

倉敷市長 様

事業所番号	
-------	--

事業所所在地 _____

_____ 名 称
 管理者の
 職・氏名

苦情受付日	令和 年 月 日	
○苦情内容		
○苦情対応・改善策等(苦情が生じた背景にあるもの、今後苦情が起こらないようにするためにとった(又はとるべき)対策)		
報告書作成者	職: _____ 氏名: _____	TEL () _____

- * 記入欄が不足するときは必要に応じて別紙に記載し、資料があれば添付してください。
- * 苦情内容については記録し事業所内で管理してください。
- * この様式は、利用者等より苦情を受け付けて改善した際、速やかに倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。

事業者→市役所

報酬算定の取扱い

日中一時支援報酬算定に係る取扱い

日中一時支援の報酬算定の可否については次のとおりとする。

1 報酬算定可能な場合

- (1) 日中一時支援（日中型）のみ
- (2) 日中活動（学校及び日中系サービス（注1））+日中一時支援（タイムケア型）
- (3) 児童発達支援 +児童発達支援延長支援加算 +日中一時支援（タイムケア型）（注2）（注3）
- (4) 放課後等デイサービス（学校休業日に限る）+放課後等デイサービス延長支援加算 +日中一時支援（タイムケア型）（注2）（注3）

（注1）日中系サービス提供後に、同一事業所で連続して日中一時支援（タイムケア型）の提供を行う場合は、日中系サービスを6時間以上提供した後でなければならない。

（注2）同一事業所で連続して提供する場合は、児童発達支援（もしくは放課後等デイサービス）と延長支援加算を合わせて6時間以上提供した後で日中一時支援（タイムケア型）を提供するものとする。

（注3）重心型の児童発達支援及び放課後等デイサービスは（2）を適用し、延長支援加算か日中一時支援（タイムケア型）のどちらかしか算定できない。

2 報酬算定不可な場合

- (1) 日中一時支援（タイムケア型）のみ
日中一時支援（タイムケア型）は、日中活動の支援の延長のため、日中活動のない日に日中一時支援（タイムケア型）のみの算定はできない。
- (2) 日中一時支援（タイムケア型）+日中活動
日中一時支援（タイムケア型）は、日中活動の支援の延長のため、日中活動の前にサービスを提供した場合、算定できない。
- (3) 学校+放課後等デイサービス+日中一時支援（タイムケア型）
放課後等デイサービスと日中一時支援（タイムケア型）が同趣旨のサービスのため両者を算定することはできない。
- (4) 日中活動+日中一時支援（日中型）

日中活動後に利用できる日中一時支援は、タイムケア型のみのため算定できない。

- (5) 日中活動+日中一時支援（タイムケア型）+日中一時支援（タイムケア型）
（別事業所）

連続して複数事業所にて日中一時支援（タイムケア型）を利用することはできない。

- (6) 生活介護+生活介護延長支援+日中一時支援（タイムケア型）（同事業所）
生活介護延長支援加算を算定する場合、生活介護事業所と同一の事業所内で日中一時支援（タイムケア型）を算定できない。

なお、生活介護延長支援加算を算定しない場合又は生活介護事業所と別事業所の場合は、日中一時支援（タイムケア型）を算定できる。

- (7) 短期入所 +日中一時支援の組み合わせ（同事業所）

同趣旨のサービスのため、同一事業所内で短期入所を提供する場合、短期入所の前後を問わず、日中一時支援は日中型、タイムケア型とも算定できない。

- (8) 日中活動+自宅（利用者自身で留守番・日中活動を終えて長時間経過）等+
日中一時支援（タイムケア型）

日中一時支援（タイムケア型）は、日中活動からの延長サービスのため、引き続きサービス提供を行わない場合は算定できない（ただし、送迎及び医療機関への受診を挟む場合は該当しない。）。

- (9) 19時30分以後の日中一時支援（タイムケア型）

日中一時支援（タイムケア型）のサービス提供は、19時30分までのため、それ以後は算定できない。

- (10) 19時30分以後からの自宅等への移動支援（送迎（送り））

日中一時支援（タイムケア型）等を19時30分以後も行い、その後移動支援（送迎（送り））を行った場合、算定できない（ただし、19時30分以前に日中活動事業所との間で移動支援（送迎（迎え））を行った場合は迎え分は算定できる。）